

## 加曾利南貝塚の整備を終えて

山 本 勇

加曾利貝塚の保存と整備は、現在の北貝塚住居跡群観覧施設となる昭和37年の発掘調査、39・40年度の南貝塚の大発掘に始まり、北貝塚5.5haの保存と公園整備並びに貝塚博物館建設に引き継がれた。さらに、南貝塚7.7haの保存に継承された。

昭和60年度、野外博物館を目指す加曾利南貝塚整備構想が策定され、昭和63年度から平成5年度の6年間にわたりて「縄文植生の復元」、「縄文集落の復元」、「貝塚の表現」を主なテーマとする史跡環境整備工事を実施した。本稿は、今後の加曾利貝塚の整備及び博物館活動の一助になることを期待し、この整備の概要を記したものである。

### 1 整備計画に至る経緯

#### (1) 千葉市史跡整備基本構想策定－昭和54年度～56年度

千葉市では、これまで昭和46年の加曾利貝塚をかわきりに、昭和53年の月ノ木貝塚（中央区仁戸名町）、昭和54年の荒屋敷貝塚（若葉区貝塚町）、昭和56年の横橋貝塚（花見川区さつきが丘）など大型縄文貝塚4遺跡が国の史跡として指定され、保存措置を講じてきた。

月ノ木貝塚の保存のさなか、京葉道路建設に伴う荒屋敷貝塚の保存問題が論議された。その経過の中で、千葉市において今後どのような遺跡を保存し、どのように活用するかと言う、遺跡の保存と整備の問題を根本的に策定する必要性が高まった。

昭和54年度に、植物・動物学、考古・歴史学、博物館学、都市計画等の専門委員からなる「千葉市史跡整備基本構想策定委員会」を設置した。以来、昭和56年度にかけて市内主要遺跡の現状調査と整備に係る問題点など、各委員や関係者間で慎重に検討を加えた。各委員の提起や委員会の成果が、千葉市における今後の史跡整備の方針としてまとめられた（「史跡整備の現状と問題点一中間報告書」昭和56年3月、「千葉市史跡整備基本構想」昭和57年3月）。

その内容の概略は次のとおりである。

①自然環境・植物生態学と自然保護の観点からは植生の歴史的復元とその管理、動物学の観点からは食料資源と生産活動を考慮した整備、地理学の観点からは地形の保全と遺跡の歴史的背景を踏まえての保存整備、など様々な視点から遺跡の環境をふくめての保存・整備が必要である。

②整備の前提は、積極的に保存すべき遺跡の選定である。そのため必要となる学術的な発掘調査は、計画的に実施する必要がある。整備の形態として、遺跡情報の保存のための整備（現



図1 千葉市内の大型貝塚の分布

- ①加曾利貝塚
- ②荒屋敷貝塚
- ③草刈場貝塚
- ④台門貝塚
- ⑤東寺山貝塚
- ⑥廿五里貝塚
- ⑦廿五里北貝塚
- ⑧御生貝塚
- ⑨横根貝塚
- ⑩築地貝塚
- ⑪矢作貝塚
- ⑫月の木貝塚
- ⑬へたの台貝塚
- ⑭押元貝塚
- ⑮長谷部貝塚
- ⑯麥名貝塚
- ⑰多那田貝塚
- ⑱芭田尚出貝塚
- ⑲森台貝塚
- ⑳六道貝塚
- ㉑上赤塚貝塚
- ㉒六浦貝塚
- ㉓南古台貝塚
- ㉔有古台北貝塚
- ㉕大瀬野貝塚

状保存・保存修理)、遺跡の内容表現のための整備(復元整備、野外博物館)、多角的活用のための整備(憩いやリクリューション・その他)がある。整備全体のデザインは遺跡の種類や性質ばかりで決められるものではない。遺跡をとりまく環境や条件あるいは社会的要求などの総合的な見地から適当な方法が選択され、整備内容が計画される。あらゆる遺跡の整備に共通するものがあるわけではなく、遺跡ごとにその都度検討がはじめられることが必要である。各遺跡ごとのさまざまな背景の下に、最も適当な整備のデザインが多様になされることが肝要となる。

- ③時期・性格・形態・規模・立地などの個別的な意義や有機的な関連性を捉えず、単なる思い付きでその場かぎりの整備を進めても意味はない。
  - ④整備・活用の条件は、用地の確保に努め、整備については重点的に行う。整備の方針によつては、学者や研究者だけの物となり、市民と無縁のものになりかねない。このため、幅広く、多くの人々に興味を持たせ、理解しやすくする具体的な配慮こそ、整備の最も基本的な条件である。
  - ⑤市内の遺跡は遺存状態からみると、遺存状態が良い遺跡、破壊されてはいるが旧状復元が可能な遺跡、破壊された記念碑的遺跡とに分類できる。また、遺跡の所属時期によって、単一時代遺跡群、単独遺跡、複合時代遺跡群(複合遺跡)に分けられる。これらの組み合わせで有効で多様な整備を図ることができる。
  - ⑥文化財保護から見ると、遺跡は歴史研究の資料、土地の重層性・歴史性を証明するもので、地縁的連帯感をもたらす絆として未知の可能性を秘めている。歴史研究資料としての活用や文化的基点としての活用、社会教育資料としての活用が考えられ、遺跡自体の当面の評価と遺跡の自然・社会的条件に即した整備計画の樹立が必要である。
  - ⑦博物館学の立場からは、遺跡(群)の確保を前提に、自然史資料と文化史資料とを関連づけた形での野外博物館の整備が考えられる。その活用を図るために、まず交通網の整備と市民参加制度の確立が不可欠である。
  - ⑧都市計画からは、整備するにあたって、遺跡(群)の保全計画の考え方を明確化し、目的・性格・整備方法等それぞれに対応した手法や体制が必要である。歴史的追体験の場の整備及びその活用は地域的連帯を支える源泉・地域づくりの糸口である。遺跡と自然環境を合わせての保全は都市景観に多様性と豊かさを与え、地域の個性的景観の基礎になる。遺跡整備するためには、遺跡についての調査研究の体制の強化、遺跡のリストアップ、対策別のランクイングなどの作業を進め、市民に保全計画の内容を示して、その批判と協力を受ける努力が必要である。
- 以上のように委員会で提起された事項は、史跡整備を検討する上で示唆に富むものであった。

## (2) 千葉市史跡整備基本計画策定と加曾利貝塚の整備－昭和57年度～59年度

基本構想をもとに、整備の目的と方法が検討され、整備形態のパターンが計画・提起された。貝塚の街と言われる千葉市を特徴づける遺跡・縄文貝塚の整備計画とその手法が検討された。

整備形態のパターンは、遺跡の情報・遺存状況、規模、社会的条件などにより、記念碑的整備、現状保存的整備、野外博物館的整備及び多角的活用のための整備の4つに分類され、この中で、加曾利貝塚については野外博物館的整備が検討された。

この野外博物館的整備は、文化財と自然の保護を前提として、遺跡と自然環境の意義・内容を積極的に表現し、それを中心とする調査・研究・学習・教育などの自主的な社会教育活動を促進しようとするものである。遺跡（群）がすべて発掘調査によって解明されるとは限らないが、その場合でも判明されている範囲の内容を表現し、未調査の部分も将来の解明のために現状を保存する。そして、順次発掘することによって明らかになった部分を現地に固定したりその様相を表現していく。遺跡そのものを野外に展示してその内容や意義を表現するものである。

また、加曾利貝塚博物館を本館として、月ノ木貝塚・荒屋敷貝塚等の史跡を分館としての貝塚博物館ネットワーク構想などの整備が考えられ、整備方法によって、史跡そのものに博物館的施設の性格を持たせることが提起された。（「史跡整備の方法－縄文貝塚の整備－」昭和58年3月、「千葉市史跡整備基本計画策定」昭和60年12月）

## 2 加曾利南貝塚の整備

史跡加曾利貝塚－南・北貝塚は千葉市の遺跡を代表するばかりでなく、わが国屈指の貝塚遺跡である。これを保存し、当時の生活環境や文化活動の様相を具体的に示し、見学者が現地で実物によって直接体感し、学習できるように周辺地形や自然環境とともに遺跡全体を現地に展示する「野外博物館」として公開することを目指し、ほとんど未整備・未活用であった南貝塚を整備するものである。

昭和60年度に基本構想にあたる「史跡加曾利南貝塚整備基本設計」を作成し、昭和61・62年度に地下レーダー、電流比抵抗マッピングによる埋没遺構所在調査を実施した。昭和63年度にはその結果に基づいて日層表示・植栽・園路説明板等の実施設計を作成するとともに整備工事を開始した。平成元年度に整備事前調査（南側管理用通路、日層断面施設、集落復元予定地）を実施し、貝層断面施設及び集落復元の基本設計「南貝塚整備基本設計」を作成、平成2年度に実施設計、平成3年度に集落復元、日層断面節状剥離、平成4年度に貝層断面施設新築、平成5年度に貝層断面展示及び施設周辺整備を実施することで当面の南貝塚の整備を完了した。

整備は、全体として歴史的自然環境の具現化を目的として、南貝塚を出土遺構等から住居群を中心とした生活ゾーン、貝塚を中心とした生産ゾーンと坂月川周辺を中心とした交通ゾーンの3つゾーンに区分した。その中核的な整備として縄文櫛生の復元（縄文の森の復元）、縄文集落の

表1 史跡整備の方法的パターンとその具体的内容

史跡整備の 方法的パターン	史跡整備の 具体的な内容	A 記念碑的 保存的	B 現状 自然的	C 群 総合的	D 展示博物館的			E 地区サイト 的	F 総合サイト 的
					単体移築	個別的	群 総合的		
対象の範囲	遺跡の地盤								
	遺跡の部分								
	遺跡の全域								
	遺跡と近接周辺								
	遺跡と広域周辺								
	特定の区域								
整備のおもな対象	地形の地形								
	現在の地形								
	旧来の植生								
	現在の植生								
	遺跡の景観								
	地上遺構の現状								
	地下遺構の埋蔵								
	自然地形の修復								
	野生植物の修復								
	地上遺構の修復								
	地下遺構の開定								
	地下遺構の露出固定								
	地下遺構の修復								
	遺構形態の修復								
想像復元	地形の現状								
	自然植物の植生								
	地上・地下遺構								
	遺物								
	道路の構造								
	遺跡のひろがり								
教育的施設	標識								
	説明板								
	展示場・体験学習施設								
	ビジターセンター								
	補助展示館								
	研究施設								
	自然観察路								
	散策道								
施設に伴うおしゃれ施設	砂場・ブランコ・滑り台								
	アスレチック								
	キヤンブ場								
	レクリエーション広場								
	ジョギングロード								
	サイクリングロード								
	パークキューブ場								
サービス施設	観光案内所								
	レストラン								
	売店・自動販売機								
	便所・水呑場								
	駐車場								
	外灯・ベンチ								
	宿泊施設								

主体的内容

付随的内容

復元、貝塚の表現があげられる。

(1) 縄文植生の復元（縄文の森の復元）

植栽は歴史的自然環境復元の具現化の一つである。昭和39・40年の加曾利貝塚発掘による出土炭化物及び昭和60年度の整備基本設計における坂月川湿地で採集した花粉分析の資料をもとに、樹木を選定した。

加曾利貝塚出土炭化物19点の内訳は、クリ15点、エノキ3点、カヤ1点で、南貝塚からはクリのみ3点で（『加曾利貝塚II』1968）、クリの出土が顕著に多い。

また、坂月川湿地花粉分析の結果からは次のような植生が想定されている。

B.P約8,000？～3,000年（縄文早期～後期）ではシイノキ属脣、ケヤキ・ニレ脣時代で、台地ではシイ・カシなどの常緑広葉樹林から漸次シイの減少とクリ・コナラの増加（二次林・人間活動の活発化）、斜面ではケヤキ・ニレ・イヌシデ・エノキ・ムクノキ・トチノキを含む落葉樹、谷部ではハンノキが生育していたと判断された。

B.P約3,000？～2,000年（縄文晚期）はコナラ亜脣、アカガシ亜脣、ハンノキ脣時代で、台地ではさらにシイが減少し、コナラが増加する。谷部ではハンノキがみられた。

この内容により、「縄文の森」の植生復元を目標に、生活ゾーン及び生産ゾーンである住居群・貝塚については二次林を想定してクリ・クヌギ・コナラ等、住居群・集落から離れてカシ・シイ等、交通ゾーンである低地近くにハンノキ・オニグルミ等を植栽した。特に、住居群の周囲には住居の一般的な建築材であり、食料資源としても重要であるクリを植栽した。

また、施設整備にともなう特化植栽として、道路・住宅・駐車スペース・消火栓箱及び貝塚断面施設の遮蔽・修景のため、復元植生を考慮してドウダンツツジ等を植栽した。

植栽樹木の内訳は次のとおりである。

復元植栽 360本

ケヤキ(11)、エノキ(3)、ニレ(4)、ムクノキ(3)、コナラ(64)、クヌギ(125)、クリ(29)、イヌシデ(36)、ハゼノキ(8)、ハンノキ(8)、トチノキ(5)、オニグルミ(3)、シラカシ・アカガシ・アラカシ(30)、スダジイ(10)、マテバシイ(10)、ガマズミ(5)、マユミ(6)

特化植栽 3,420本

オオムラサキ(560)、サツキツツジ(130)、ドウダンツツジ(1,642)、ヤマブキ(400)、ハギ(420)、ムラサキシキブ(7)、ネズミモチ(17)、ヒサカキ(110)、ツゲ(24)、トベラ(110)

なお、中・高木の植栽にあたっては、地下遺構の損傷を避けるため地ドレーダー探査と試掘及び昭和45～48年度の南貝塚遺跡限界確認調査によって、遺構が検出されていない地点や新たに土盛をした区域に樹木を植栽した。



図2 整備基本構想図

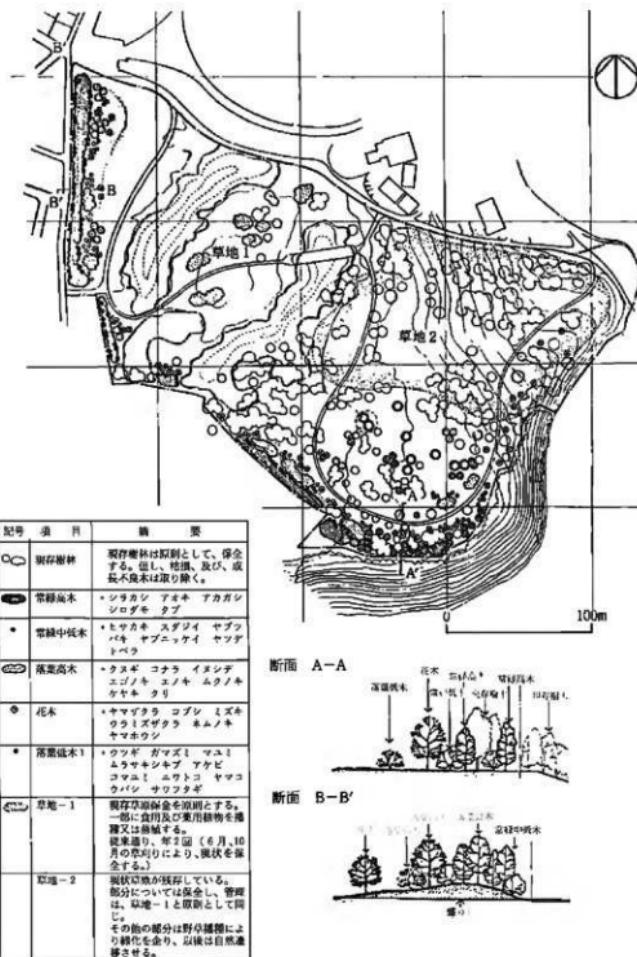


図3 植栽計画図

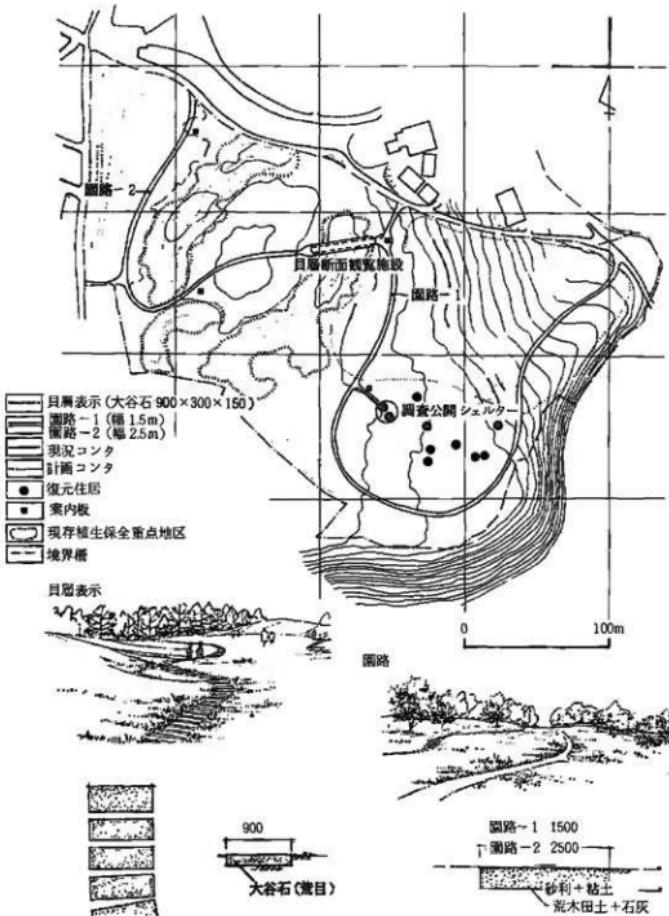


図4 施設・道路計画図

## (2) 繩文集落の復元

大規模な貝塚を遺した加曾利貝塚の人々の暮らしの一端を示すため、南貝塚の南東約100mの東傾斜面を望む平坦な台地に縄文時代中期の集落を再現した。復元は実物大の住居8棟（内2棟は軸組までの復元）で、南貝塚遺跡限界確認調査（昭和45～48年度）で発掘された遺構群の内、縄文時代中期後半・加曾利E II式期のものを対象とした。

### ①住居の復元

復元は遺構の保存を第一義とし、発掘調査で検出された遺構を対象とした。住居跡を再発掘し、平面プランや柱穴・炉等に紙パイプや垂木を立て、その位置を保持しながら埋め戻しを行い、40cm程盛土したうえに再び竪穴を成形した。軸組の材料は縄文時代の植生から判断して、入手可能なクヌギ・クリなどの皮付き垂木を用いた。柱は幹が枝分かれする又材を利用し、梁・桁を架設した。安全性と耐久性を確保するためにボルトで固定し、藤づるで化粧した。垂木材は、とりあえず地表から株まで一本で通すこととし、杉丸太を用い、釘で梁・桁と固定した。屋根組の細部については今後の検討課題としたい。

屋根はカヤ葺きである。地表と接する最下段の部分はカヤの穂先を上に向け、それより上は穂先を下に向かう逆葺きとした。厚さ30cmのカヤをマダケで押さえ、屋根の横木に藤づるで結束した。棟の保護には杉皮を被せた。出入口は当初内側での跳ね上り戸を考えたが、おさまりや機能の問題から外側での置戸式に変更した。

### ②防災設備の設置

加曾利貝塚の現状は周囲に柵のない開放的な広場であり、今回の整備において防犯防災について検討された。外灯、監視用テレビ、赤外線センサー、インターホン及び消防設備などが考えられたが、遺構・史跡景観の保全及び設備の有効性等を検討した結果、必要最小限の物として復元住居内のインターホンと消火栓設備を設置した。これら設備に係る電源、火災報知機受信盤は既設の博物館設備を改修するとともに放送設備を新設し、博物館設備との接続ケーブルを地下遺構を傷めないように昭和38・39年の発掘トレント内ならびに盛土中に埋設した。消火栓は県営水道の引き込みとし、途中、消火ポンプを史跡指定地外に設置した。

### ③その他

平成5年3月25日夜、復元住居J D-19が不審火により消失した。幸いに、警備員の適切な初期消火活動により他への延焼は免れた。この火災の教訓を生かし、平成5年度のJ D-19の再建には、燃えやすいカヤの穂・葉を取り払った茎に防炎・防カビ剤クリーンシールアウトを真空含浸したもの500束を使用した。他の復元住居5棟に対しては、従来のカヤ葺の上に上記のカヤを葺き重ね、緩みを調整（結束材・藤づるの弾力性が失われ、新にシロ繩を使用）したうえ、防炎・防カビ剤を表面及び内面に吹き付けた。また、児童の遊びによる屋根の損傷もみられたことから、各復元住居の周囲に簡単な柵を設けた。

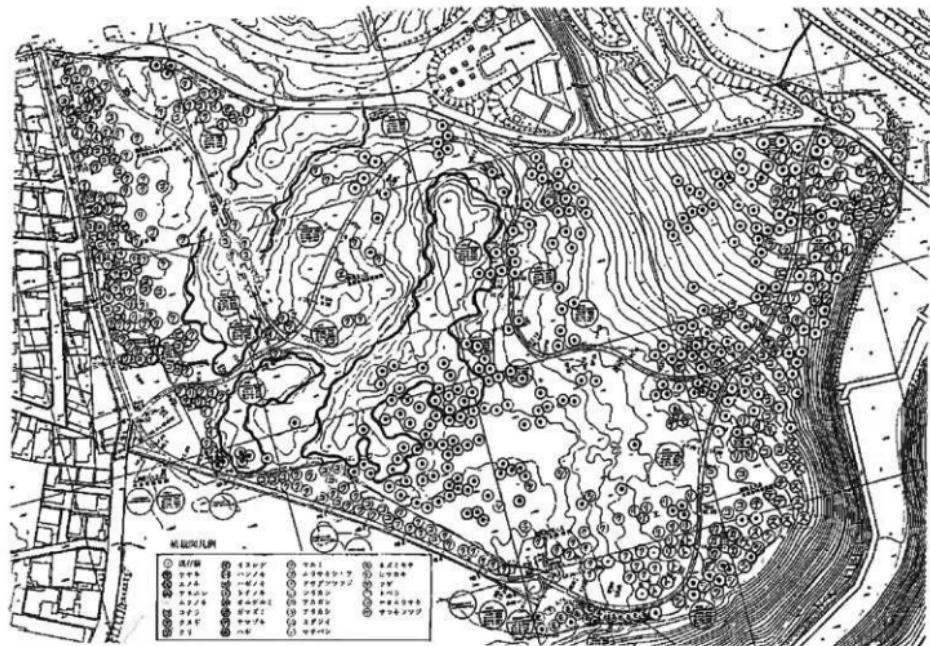
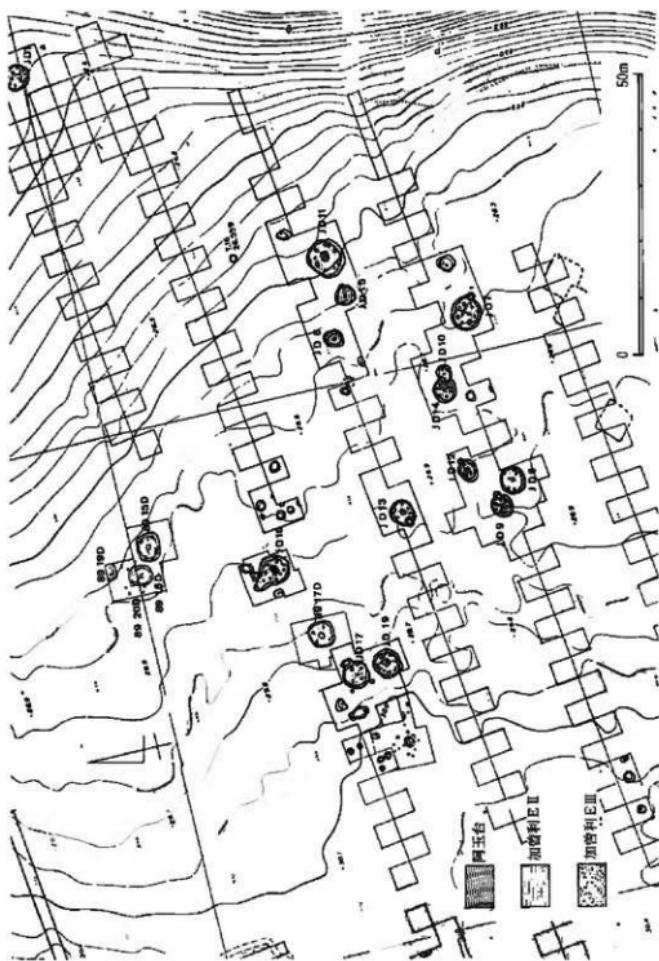


図5 植栽平面図

図 6 住居跡群分布図



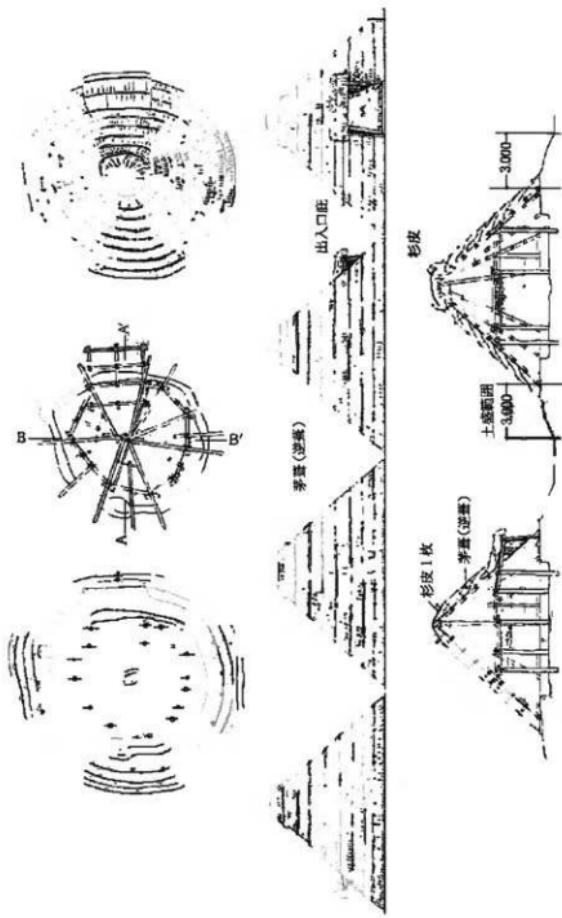


图 7 JD-19住居跡模元図

### (3) 貝塚の表現

長径約170mの大型馬蹄形貝塚である南貝塚の規模や形態を、見学者が実感でき得るように貝層の輪郭を表示した。また、北貝塚との貝層堆積状態や時期的な違いを理解できるように、南貝塚貝層断面観察施設を新設した。当初、断面の展示に関しては、調査時の姿をそのまま固定する展示を計画した。しかし、北貝塚で見られる貝層面の固定法では、カビ・コケ、カルシウム塩の白色析出などの問題に対して具体的な解決方法が見出だせない状況であったため、貝層面を剥取る転写法による展示方法を採用した。

#### ①貝層表示

昭和48年の若潮国体の際に南貝塚の整備の一つとして、ボーリング柱の探査に基づいて得られた貝層の輪郭を、大谷石でもザイク状に幅約1mに組み、全長1,045mを貝層表示していた。今回は、地下レーダー探査(5mメッシュ)及び比抵抗マッピングの結果(図9・PL 3)によって貝層輪郭を修正し、全長1,065mにわたって新たに大谷石を敷き直した。

#### ②貝層断面観覧施設

施設は加曾利貝塚B地点に位置する。昭和39・40年の発掘トレンチを平成元年度に再発掘して、中央通路幅1.6m、その両側に長さ30mの展示室を設けた。トンネル状の鉄筋コンクリート造りである。床面下の造構には山砂を客土し、両側の貝層断面には耐水ペニヤを間隙とした。土中の水分を吸っての展示室内の結露に対して、アスファルト防水層をつくり、通風を確保するために展示室の扉と上部にガラリを設け、通路中央にファンを設置し外部への強制換気を図った。また、現地での史跡の理解を深めるために、換気塔屋上に500分の1の彩色磁器質製の加曾利貝塚立体地形模型を設置した。模型の貝層部分は、色で識別できるとともに、艶を消して指先の感触でも分かるように工夫した。

展示パネルとなる貝層断面転写マットは、貝層断面全长35mを接状剥離したものである。貝層面にウレタン系樹脂O.H・A1を散布し、その上に約50cm角の揉み解されたガラス繊維を障子紙をはるように貼り付ける。更に、ガラス繊維上面にO.Hを塗布、刷毛で叩いてガラス繊維と貝層断面を密着させる。散水することでO.Hが含水し、硬化したガラス繊維を貝層面から剥離する。剥離面に付着した余分な土などを水洗し、ウレタン系樹脂を用いて繊維を補修するとともにアルカリ系樹脂とゴムの混合液を用いてマットを強化した。展示パネルは最終段階で一面30mに及ぶことから、展示室に搬入するために1.8×3.6mを基本とする分割パネルを作成し、展示室で一枚の展示パネルに合成し、表面を整形した。

なお、展示解説は、貝の堆積と貝の成長分析の結果(別掲、樋泉伝「加曾利南貝塚貝層断面観覧施設建設に伴う貝層分析調査について」を参照)をもとにした南貝塚の概要を、CDによって音声と照明が連動する約3分間の説明とした。

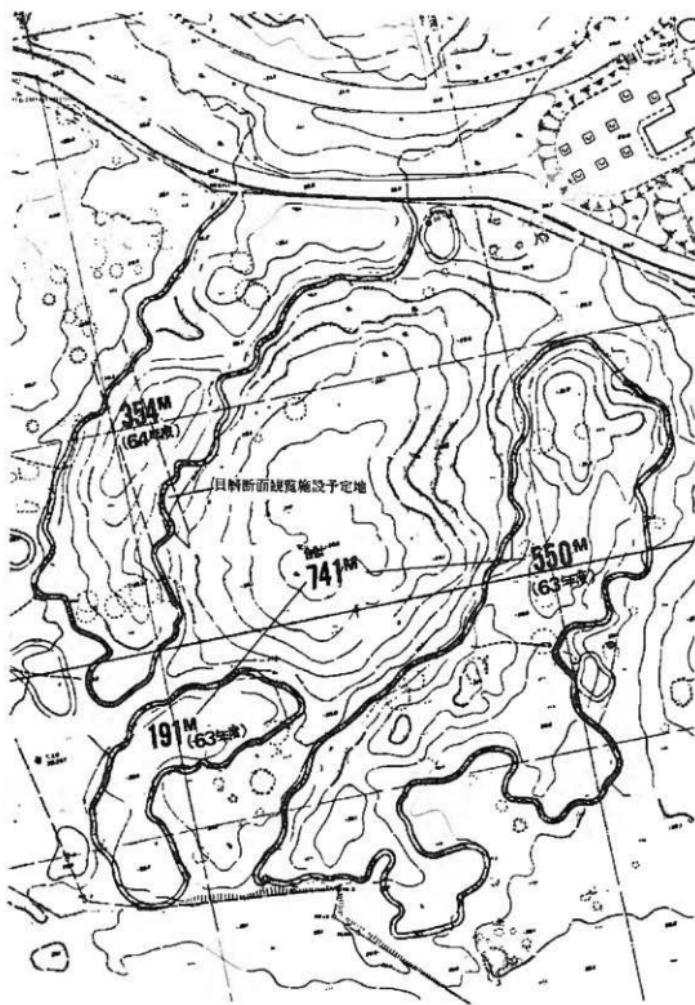


図8 貝層断面観測施設予定地

図 9 加曾利南貝塚物理探査による検出遺構



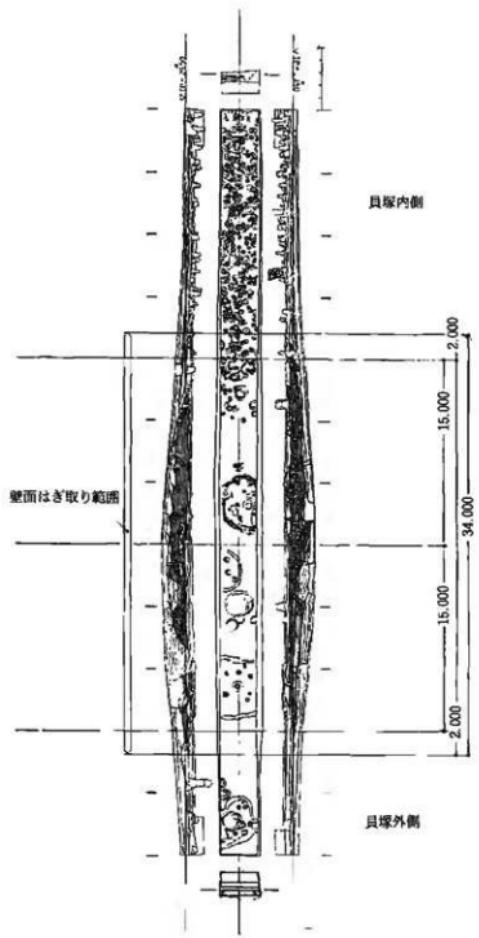


図10 貝層断面造様図

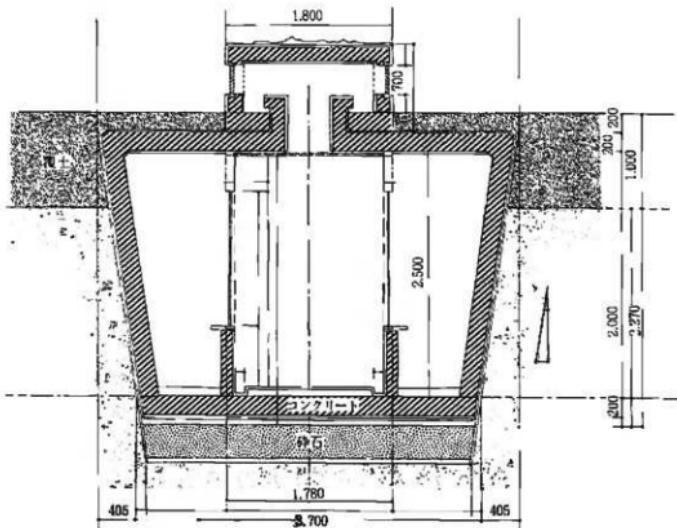


図11 南貝塚貝層断面構造図

#### (4) 囲路・説明板等の整備

園路は、史跡の管理用車両が通行できるものと史跡の見学・散策者用の二つのタイプの園路を整備した。管理用通路は以前貝層表示に使われた大谷石を再利用して西側の公衆道路から南側県営住宅に沿って設置し、史跡西側の境界を明確にした。親しみある町の中の史跡として桜を巡らさず、出入口5か所を設け、丈の低いドクダンソツジのモールで開放的に修景した。

見学・散策者用の園路は、幅員2mとし、地下の遺構を傷めないよう表土10cm内で路床を造った自然砂利型舗装とした。耐久性に若干弱点があり、元年度実施分の一部を平成5年度に補修した。

説明板は加曾利貝塚の概要の総合説明板1基（加曾利貝塚の位置、調査）と各地点・遺構の特色の説明板8基（南貝塚の調査、B地点発見の土器、貝塚の中心、共同墓地か、縄文中期の集落、縄文時代の舟着場か、縄文時代の植生、南貝塚の野生植物）を設置した。本体は鉄筋コンクリート製、黒御影石張の仕上で、パネルは耐久・耐候性が高い磁器質陶板である。

### 3 史跡整備の歩みとこれからの方針

史跡の保存整備は、近年、各地で街づくりを目的とした行政手法の一つとして事業が展開されている。

文化財保護法第1条（目的）「この法律は、文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もって国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする」とあるが、史跡の活用を図る史跡整備の施策は、現行の法体系では明確化されていない。

史跡については、大正9年に遺跡の国指定保存が始まって以来、支持されてきた現状凍結保存の方針が受け継がれてきた。法第80条（現状変更等の制限及び原状回復の命令）により、指定された史跡については厳しい現状変更の規制がかけられ、現状のまま保存していくとする傾向は近年まで強く残してきた。

文化財保護法の施行後、特に昭和30年以降、経済活動の活発化によって土地利用形態が多様化していくと土地は投機の対象となり、厳しい史跡規制の代償に対して史跡の公有化が検討され、進められた。昭和40年代初、史跡公有化事業の補助率は国50%であったが、史跡保存そのものは国の固有の事務であり、地方自治体が国に代って行なうものという認識により、現在では、国80%、県10%補助率が定着し、史跡の公有化が進められている。しかし文化庁の予算規模が他の省庁に比べ元来小さいものであり、新規事業の設定などで苦慮しているのが現状である。

史跡の公有化によって史跡の保存は果たされる。しかし、その管理をどうするか、また多額の税金を使って確保した土地を草地・荒地として保持している問題などの議論が生じた。このため、史跡を有効に活用する方法はないかということが課題となつた。昭和40年度に「史跡環境整備事業」が、41年度に県単位に複数遺跡の保存・整備と資料館の設置からなる「風土紀の丘設置事業」が開始された。また、昭和41年10月、史跡を持つ全国の自治体首長39名による全国史跡整備市町村協議会（初代会長・静岡市長）が発足した。

昭和40年代は、史跡の保存公有化・整備の遅延期であり、高松塚古墳の壁画保存・発掘遺構の露出展示など遺構の保存と史跡の修景を中心に調査研究（実験）が進められ、史跡の整備が推進された。戦後の科学技術の急速な発展と経済の高度成長により、昭和50年代は高度情報化時代に入り、人々の考え方・価値観が多様化し、物質的充足から精神的充足が求められた。また、地方の時代と呼ばれ、地域文化が見直された。史跡等を活かした街づくりの要請が高まり、平成元年度から「ふるさと歴史の広場」（史跡等活用特別事業）、4年度からは、国分寺跡・国府跡等を地域の中核史跡として整備活用する「地域中核史跡等整備特別事業」が実施された。7年度には公共投資重点化枠で「大規模遺跡総合整備事業」（古代ロマン再生事業）が計画されるに至った。

このような社会的環境の変化の中で、文化庁は、平成4年4月文化財保護審議会の下に、文

化財保護企画特別委員会を設置した。平成5年4月、これから文化財保護の在り方等についての報告書「時代の変化に対応した文化財保護施策の改善充実について－審議経過報告－」が文化財保護審議会に提出された。

このなかで、史跡等の整備に関しては、「史跡の歴史上の意義等の理解促進を図る史跡等活用特別事業（ふるさと歴史の広場）のように、文化財の活用を進める整備事業の拡充に努める必要がある。」〔第4-1 文化財の活用の推進について (1)文化財に国民が親しむ機会の拡大(2)文化財公開施設等の整備〕、「歴史的建造物や史跡・名勝などの文化財が集中している地域については、(中略)文化財周辺の自然的・歴史的環境の保全を図り、広く歴史的文化地域として面的な整備を進めることが適当である。」〔同(3)文化財集中地域の面的な整備〕と報告され、ふるさと歴史の広場及び地域版風土記の丘の推進を提言している。

また、整備のビジュアル化に対しては、「史跡等のうち、現状ではその本来の歴史的意味や価値を理解できなくなっているものについては、これを公開・活用するために整備する必要があり、従来、史跡公園事業や「ふるさと歴史の広場」事業などが行なわれてきた。このような整備を行うに際しては、歴史的な建造物や地下の遺構等を損傷してしまうことがあってはならないのは当然であるが、具体的な整備方法についても、史跡等の種類や歴史的価値に応じて、遺構の平面的な表示、失われた歴史的な建造物の立体的復元表示等、個々の史跡等に最も適した手法を選択し、史跡等の適切な活用を図る必要がある。また、近年、地方公共団体から要望の多い失われた歴史的な建造物の復元については、それ自体は、文化財への关心や歴史上の理解を深め、また、地域の象徴としての役割を果たすなどの意義があると考えられる。他方、復元によって遺構が損傷したり、史跡等の本来のイメージが損なわれるおそれがあること、歴史的資料の不足により正確な復元が困難であることなどから、これに反対する意見も強い。したがって、失われた歴史的な建造物の復元にあたっては、個別の計画において、史跡等の整備の手法としての適否、遺構へ影響、歴史的裏付け等個々の問題点を十分考慮した上で、復元の是非及びその方法等が十分検討されるよう指導を行っていく必要がある。」〔同2 史跡の整備と失われた歴史的建造物等の復元〕と報告し、従来の現状保存から積極的な整備・活用の必要性が打ち出されている。

千葉市はこれまで史跡整備基本計画を表し、整備の手法等を検討し、具体的に加曾利南貝塚の整備を進めてきた。今後、史跡等の保存・整備を推進するためには、学術的判断を踏まえた上で、積極的に保存すべき遺跡の選択と対策別でのランキング作業を進め、市民に遺跡の保存計画（保存と活用）の内容を示して批判と協力を受けることで、新たな段階へと進むことが行政の本来の仕事と考えている。また、「貝塚の街」・千葉市の街づくりは、より広い意味での博物館活動によって進められると言っても過言でなく、今後に期待するものである。

（千葉市教育委員会・文化課）



P L - 2 縄文集落の復原



(1) 住居跡再発掘（柱穴及び整柱穴などの確認）



(2) 長構面の復原（埋戻して客土で覆う）



(3) 柱と桁の取付



(4) 垂木



(5) 屋根葺き

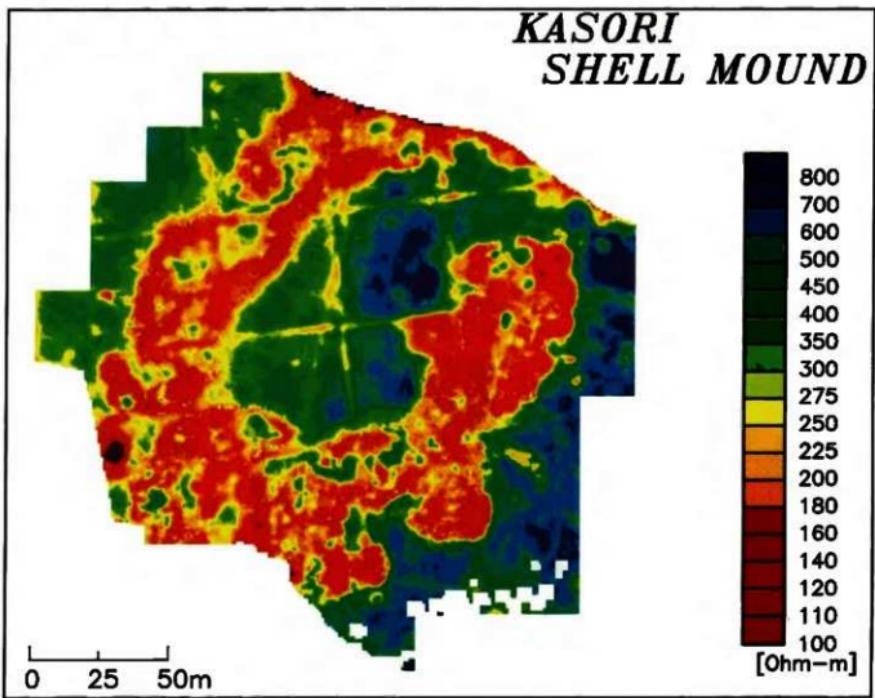


(6) 集落の復元

比抵抗マッピングで得られた南貝塚の貝層の範囲

P.L.-3

## KASORI SHELL MOUND



P L - 4 南貝塚貝層断面観察施設



(1) 貝層断面保護観察施設設計画発表調査  
(手前貝塚内部遠景、平成元年度)



(2) 建設地点再発掘（平成3年度）



(3) 貝層接状剥離作業  
(ウレタン樹脂塗布後、ガラス繊維を貼る)



(4) 貝層の転写（35m×2面）



(5) 転写マット（表面）の補強



(6) パネル製作（小運搬できる大きさにパネルを作る。  
展示の際に隣のマットが貼り組まれる。）